

ボリビア共和国  
ボリビア国有鉄道

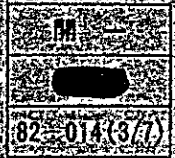
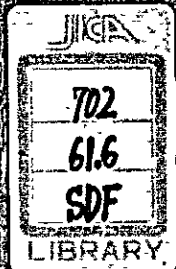
東部路線イピアス～ロホレ間鉄道災害復旧工事

- 第1巻 入札心得
- 第2巻 契約条件書
- 第3巻 一般仕様書
- 第4巻 技術仕様書
- 第5巻 数量明細書
- 第6巻 基本設計図

第2巻  
契約条件書

昭和57年1月

国際協力事業団





JICA LIBRARY



1030038[2]



ボリビア共和国  
ボリビア国有鉄道

東部路線イピアス～ロボレ間鉄道災害復旧工事

第 1 卷	入札心得
第 2 卷	契約条件書
第 3 卷	一般仕様書
第 4 卷	技術仕様書
第 5 卷	数量明細書
第 6 卷	基本設計図

第 2 卷  
契約条件書

昭和57年1月

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 84. 8. 23	7.02
登録No. 13655	616
	SDF

## 契約条件書目次

定義と解釈（第1条）	1
エンジニアとその代理人（第2条）	2
譲渡と下請（第3条～第4条）	3
契約書類（第5条～第9条）	3
一般的責務（第10条～第36条）	4
労務（第37条～第38条）	12
資材および工事の出来栄え（第39条～第43条）	14
着工時期および遅延（第44条～第51条）	16
メンテナンスおよびかし（第52条～第53条）	18
変更、追加および削除（第54条～第56条）	19
建設用プラント、仮設工事および資材（第57条～第58条）	21
測定（第59条～第60条）	22
証明書および支払い（第61条～第63条）	22
救済および権利（第64条～第65条）	24
特別危険（第66条）	26
契約目的の達成不能（第67条）	27
紛争の解決（第68条）	28
通知（第69条）	29
発注者の不履行（第70条）	29
費用の増減および法制の変更（第71条～第72条）	30
通貨および為替交換比率（第73条～第74条）	31
租税（第75条）	31
便宜供与（第76条）	31
契約の発効（第77条）	31
付属書式	
(1) 契約合意書	32
(2) 前渡金保証書	33
(3) 契約履行保証書	34
(4) 誠実施工保証書	35





## 定 義 と 解 釈

### 定義

#### 第1条

- (1) この契約書（定義後記）において、次の用語および表現は、前後の関係から別様の解釈を必要とする場合を除き、この条項により定められた意味を有するものとする。
- (a) 「発注者」は、Empresa Nacional de Ferrocarriles (ENFE) である。
- (b) 「請負者」とは、応札した入札書が発注者によって受諾された自然人、商会または会社をいい、請負者の代理人を含む。
- (c) 「エンジニア」とは、エンジニアとして指定された者またはその他発注者によって適時任命され、発注者にかわってこの契約の目的のため、エンジニアとして行動する旨を請負者に対し書面で通知されたものをいう。
- (d) 「エンジニアの代理人」とは、発注者またはエンジニアによって、この条件書の第2条に定める諸義務遂行のために、適時任命され、その権限がエンジニアにより請負者に対し書面で通知されているエンジニアの駐在技師もしくは補助者をいう。
- (e) 「工事」には、本設工事および仮設工事が含まれるものとする。
- (f) 「契約書」とは、入札心得、契約条件書、仕様書、図面、値入済み数量明細書、発注内示書、契約合意書等第5条に示されたものをいう。
- (g) 「契約金額」とは、発注内示書に記入された金額をいうが、以下の各条項に基づき行なわれる増減の対象となる。
- (h) 「建設用プラント」とは、その性状のいかんを問わず、工事の施工またはメンテナンスにあたって必要とされるすべての器具または物件をいうが、本設工事の一部を構成し、または構成する予定の資材その他の物件は含まない。
- (i) 「仮設工事」とは、工事の施工またはメンテナンス上必要なあらゆる種類の仮設の工事いっさいをいう。
- (j) 「本設工事」とは、この契約書に従って施工され、かつ維持されるべき本設の工事をいう。
- (k) 「仕様書」とは、入札書中にいう仕様書および、エンジニアによって適時書面により供給または承認された当該仕様書の変更または追加したものをいう。
- (l) 「図面」とは、仕様書中にあげられた諸図面および、請負者によって作成され、エンジニアによって書面で承認された当該図面をいう。
- (m) 「現場」とは、土地およびその他の場所で、それらの上、下、中またはそれらを貫通し、本設工事または仮設工事が施工されるところならびに現場の一部を形成するものとして契約書の中で特に指定される作業空間およびその他の目的のため発注者により用意されたその他の土地および場所をいう。
- (n) 「承認された」とは、書面により承認されたことをいい、事前の口頭承認を事後に書面により追認することをも含み、「承認」とは、上述の追認をも含む書面による承認をいう。

- 単数・複数 (2) 文脈上必要な場合、単数のみを表示する語は複数の意味をも含み、その逆もある。
- 見出し、傍注 (3) この条件書中の見出しおよび傍注は当該条件書の一部とはみなされず、また当該条件書あるいはこの契約書の解釈において考慮に入れないものとする。
- 出費 (4) 「出費」という語は、現場の内外を問わず、諸経費を含むものとする。

## エンジニアとその代理人

### エンジニアと 第2条

- その代理人の 義務と権限 (1) エンジニアは通知、決定、証明、命令を出すにあたり、契約書に規定された諸義務を実施するものとし、次の事項を包括する。
- (a) 請負者が作成する全体工事計画の審査承認。
  - (b) 請負者が実施する測量、地質調査の審査承認。
  - (c) 詳細設計の審査承認。
  - (d) 工事全般の監督。
  - (e) 出来高証明の作成。
  - (f) 工事数量、工事単価、契約金額の変更の審査承認。
  - (g) 工事実施に必要な発注者からの便宜供与の提供。
  - (h) 資機材の審査承認。
  - (i) 中間および最終の技術的審査承認。
  - (j) その他本契約の遂行に関するすべての監督業務。
- (2) エンジニアの代理人は、エンジニアに対し責任を負うものとし、その義務は、工事を監視、監督するとともに、工事に関連して使用される資材または工事の出来栄を試験し、検査することである。エンジニアの代理人は、この契約に定められた請負者の義務または責務を請負者から免除する権限をもたず、また、この契約書のこの条項またはその他の箇所に明示的に規定されている場合を除き、遅延を伴う作業や発注者にとって余分の支払いを生ずる作業を命じたり、工事の変更を行なう権限をもたないものとする。
- エンジニアは、適時書面によりエンジニアの代理人に対し、自己に付与された権限のいずれをも委任することができ、かかるいっさいの権限の委任状の写しを請負者および発注者に各1部提出するものとする。かかる委任事項の範囲内にかぎり、エンジニアの代理人が請負者に与えた書面による指示または承認は、それがエンジニアにより与えられたものと同様に、請負者および発注者を拘束するものとする。ただし、いかなる場合においても次の条件に従うものとする。
- (a) エンジニアの代理人が作業または資材の否認を怠ったときでも、これにより、エンジニアがその後かかる作業または資材を否認したり、その取りこわし、撤去または解体を命ずることの権限がそこなわれるものではない。
  - (b) 請負者は、エンジニアの代理人が下した決定を不服とするときは、これをエンジニアの判断に託するものとし、エンジニアはかかる決定を追認、取消しまたは変更するものとする。

る。

## 譲 渡 と 下 請

- 譲渡** 第3条 請負者は、発注者の書面による事前の同意がないかぎり、契約またはその一部、もしくは契約上の諸権益を譲渡してはならない。
- 下請** 第4条 請負者は、工事の全部を一括して下請に出してはならない。契約に別段の定めがある場合を除き、請負者は、エンジニアの書面による事前の同意を得ることなしに、工事のいかなる部分をも下請に出してはならない。エンジニアは、かかる同意を不当に保留してはならないし、また請負者は、かかる同意を与えられても、契約書に定められたいかなる責任または責務をも免れず、そのすべての下請者、その代行者、使用人もしくは作業員の行為、怠慢または過失につき、自己または自己の代行者、使用人もしくは作業員の行為、怠慢または過失と同様に、完全な責任を負うものとする。ただし、いかなる場合においても、出来高制による労務の提供は、この条にいう下請とはみなさない。

## 契 約 書 類

- 第5条**
- 言語** (1) 契約書類の作成および解釈にあたって準拠すべき言語は、スペイン語とする。
- 法律** (2) 契約書に適用され、かつ契約者の解釈にあたって準拠すべき法律は、ボリビア共和国の法律による。
- 契約書の構成** (3) 以下の書類は、契約書の一部を構成する。
- (a) 予備資格審査申込心得
  - (b) 入札心得
  - (c) 契約条件書
  - (d) 一般仕様書
  - (e) 技術仕様書
  - (f) 基本設計図面
  - (g) 請負者が提出した予備資格審査申込書、および入札書
  - (h) 値入れ済数量明細書
  - (i) 発注内示書
  - (j) 契約合意書
  - (k) 調印時までに交換された文書
- 書類の相互補完** (4) 契約書に別段の定めがある場合を除き、この条件書の諸規定は、契約書の一部を構成する他のいっさいの書類の諸規定に優先するものとする。以上を条件として、この契約書を構成する各書類は、それぞれが相互補完的とみなされるものとし、意味上のあいまいさまたはそこがあるときは、エンジニアはこれを説明および調整し、直ちに請負者にそれに関する指示を

発するものとする。ただし、いかなる場合においても、請負者がかかる指示に従うことにより、かかるあいまいさまたはそのために、請負者が妥当に予測し得なかった出費をこうむったとエンジニアが判断するときは、エンジニアは、かかる出費を妥当に補填する追加額を証明し、発注者はこれを支払うものとする。

詳細設計による図面

第6条 請負者は、本工事实施のために技術仕様書にしたがって測量および地質等の詳細調査を行ない、本契約書に添付する基本設計図面および技術仕様書により詳細設計図、施工図を作成するものとする。

請負者は、これらの成果物を原図とコピー1部をエンジニアに提出して承認をうけるものとし、エンジニアは請負者から提出されたかかる成果物を遅滞なく審査を行なって、承認に足りる場合には、請負者に対して書面により承認の通知を行なうものとする。

エンジニアによって承認された詳細設計図面は、契約書類の基本設計図面と置きかえられて契約図面となる。

図面の保管

第7条

(1) 図面は、エンジニアがもっぱら保管するものとするが、その写し2部は無償で請負者に支給されるものとする。請負者は、それ以上の部数の写しを必要とするときは、自費でこれを作成するものとする。契約の完了時に、請負者は、この契約に基づいて支給されたすべての図面を発注者に返却するものとする。

図面の1部を現場に保管すべきこと

(2) 前項のとおり、請負者に支給された図面の写しのうち1部は、請負者が現場で保管するものとし、この写しは、いつでもエンジニアとその代理人およびその他エンジニアにより書面にて認められた者による閲覧と利用に供せられるものとする。

追加図面と指示

第8条 エンジニアは請負者に対して、工事の進捗期間中適時、工事の適正な施工とメンテナンスのために必要とされる追加図面および追加指示を出すいっさいの権限を有するものとする。請負者は、かかる図面および指示に従い、かつこれに拘束されるものとする。

竣功図の作成

第9条 請負者は工事の完了に伴ない、使用された図面を整理し、エンジニアの指示に従って竣功図を作成し、原図1部およびそのコピー2部をエンジニアに提出するものとする。

## 一 般 的 責 務

請負者の一般的責任

第10条

- (1) 請負者は、この契約の諸規定に従い、かつ十分な注意と勤勉さをもって工事を施工しかつ維持するものとし、また、かかる施工とメンテナンスに必要ないっさいの労務およびその監督、資材、建設用プラントおよびその他いっさいの物件を、仮設用と本設用とを問わず、これらを提供する必要性が契約書に明記され、または契約書から妥当に推定されるかぎりにおいて、これらを提供するものとする。
- (2) 請負者は、詳細設計に伴う本設工事の設計もしくは仕様につき、また、いっさいの現場作業および施工方法の妥当性、安定性につき、全面的な責任を負うものとする。
- (3) 請負者は可能な限りポリビア共和国産の機器、資材および役務を使用するものとする。

履行保証	<p>第11条 請負者は契約の正当な履行を保証するため、発注内示書に記載された金額の10%を下らない額の、発注者の承認する銀行の発行する保証書を、発注者に提出するものとする。</p> <p>提出の時期は、契約発効の日より 日までとし、保証書の有効期間は毎年更新されるものとし、提出日より工事完成の日までを満足するものとする。保証書の返却は完成証明書発行後 日以内とし、本条件書50条による精算があれば差し引きして返却するものとする。</p>
誠実施工保証	<p>第12条 請負者は誠実なる施工を保証するため、発注内示書に記載された金額の10%を下らない額の、発注者の承認する銀行の発行する保証書を発注者へ提出するものとする。</p> <p>提出の時期は、契約発効の日より 日までとし、保証書の有効期間は毎年更新されるものとし、提出日よりメンテナンス期間が終了し、最終証明書が発行されるまでを満足するものとする。保証書の返却は、最終証明書発行後 日以内とし、本条件書61条8項(b)号による精算があれば差し引きして返却するものとする。</p>
保証書の不提出	<p>第13条 本条件書11条と12条に規定する履行保証書および誠実施工保証書の提出がない場合は、発注者は契約発効日より 日の期間満了後、本契約から生ずる他の凡ての権利の行使を妨げることなく、落札認可の無効を宣言できるものとする。</p>
現場の調査	<p>第14条 請負者は現場およびその周辺ならびにそれらに関連して入手できる情報を事前に調査、検討したものとみなされ、また地盤条件、水文条件および気候条件を含む現場およびその周辺の形状と性質、工事完成に必要な作業および資材の範囲と性質、現場への立ち入り方法および必要となる収容施設について、實際上可能な範囲において、入札書の提出前に請負者自身納得したものとみなされる。</p>
入札書の充足性	<p>第15条 請負者は、工事のための入札書の正確性と充足性ならびに値入れ済み数量明細書に表示された単価の正確性と充足性について、入札前に請負者自身納得したものとみなされ、入札書の単価は、契約書に別段の定めがないかぎり、請負者のいっさいの責務および工事の適正な施工とメンテナンスに必要ないっさいの事物を包含するものとする。ただし、工事の施工期間中ににおいて、請負者が現場の気候条件以外の自然的条件または人為的障害に遭遇し、かかる条件または障害が経験ある請負者の妥当な予見の範囲を越えるものと自身が考えるときは、請負者は直ちに書面でエンジニアの代理人に通知するものとし、かかる条件または障害が経験ある請負者の妥当な予見の範囲を越えるものとエンジニアが考えるときは、かかる条件および障害に遭遇した結果、請負者がかかる条件のためにこうむった追加出費をエンジニアが証明し、発注者が支払うものとする。</p> <p>かかる出費には、</p> <p>(a) 上記に関連して請負者がエンジニアの発する指示に従うことにより、また、</p> <p>(b) エンジニアからの特別の指示がない場合、請負者がエンジニアの承認した適正かつ妥当な処置をとることにより、</p> <p>生ずる適正かつ妥当な出費を含むものとする。</p>
工事を阻害する自然的条件および人為的障害	
エンジニアの納得し得る工事	<p>第16条 法的または物理的に不可能な場合を除いて、請負者は、エンジニアが納得しうる程度まで契約書に厳密に従って工事を施工し、かつ維持するものとし、契約書の規定の有無にかかわらず、工事に関するいっさいのことがらについてのエンジニアの指示および指図に従</p>

い、かつこれらを厳密に遵守するものとする。請負者はエンジニアからのみこれらの指示および指図を受けるものとするが、この条件書の第2条に述べられた制限を条件として、エンジニアの代理人からもかかる指示および指図を受けるものとする。

**工程表の提出** 第17条

- (1) 請負者は自身が予定する施工手順を示す工程表を、契約合意書署名後15日以内にエンジニアに提出し、その承認を受けるものとする。請負者は、エンジニアまたはエンジニアの代理人により求められるときはいつでも、請負者が工事の施工にあたって採用を予定する段取りおよび工法の概要をエンジニアまたはその代理人の参考用として、書面にて提出するものとする。
- (2) 実際の工事の進捗が、この条の(1)項に定められた承認済みの工程表に合致しないとエンジニアがみなすときはいつでも、請負者はエンジニアの要求により、この条件書の第46条に定める工期内に工事を確実に完成するために必要な承認済みの工程表に対する変更を示した改訂工程表を提出するものとする。
- (3) かかる工程表をエンジニアまたはその代理人に提出し、もしくはその承認を受け、または、かかる詳細資料を提出したとしても、請負者は契約書に定めるいかなる義務および責任をも免れないものとする。

**責任者名簿** 第18条 工程表の提出と同時に、請負者は雇用する責任者について、その役割、経歴、学歴等凡ての履歴を含んだ名簿をエンジニアへ事前に提出し、承認をうけるものとする。将来、責任者の変更がある場合も同様にエンジニアへ事前に提出し、承認をうけるものとする。

**請負者の監督** 第19条

**義務**

- (1) 請負者は、工事の施工期間中およびその後においてもエンジニアが請負者の契約上の責務の適正な履行のため必要と考える期間にわたって、いっさいの必要な監督運営、取り締りを行なうものとする。請負者が請負者の代行者または代理人を定めたとき、または変更した場合は、その都度遅滞なく書面をもってエンジニアに通知し、承認を受けるものとする。請負者の代行者または代理人は現場に常駐するとともに、工事遂行のための運営、取り締りを行なうほか、この契約に基づく請負者の一切の権限（契約金額の変更、請求および受領ならびにこの契約の解除に係るものを除く）を行使するものとする。かかる権限ある代行者あるいは代理人は、請負者に代ってエンジニアから、または第2条の制限の範囲内でエンジニアの代理人から、指図および指示を受けるものとする。
- (2) エンジニアはかかる代行者あるいは代理人が工事の施工または管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対し、その理由を明示した書面をもって、必要な処置をとるべきことを求めることができるものとする。
- (3) 請負者は前項の定めによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果をエンジニアから請求を受理した日から、 日以内に書面を持って通知し、承認を受けなければならない。

**請負者の被雇** 第20条

**用者**

- (1) 請負者は、工事の施工およびメンテナンスに関連して、現場において次の各号に定めるも

のを供給し、雇用するものとする。

(a) それぞれの職分において、技能および経験のある技術補助者、ならびに監督を求められている工事につき適正な監督役務を提供しうる能力のある補助的代行者、工事班長および組長。

(b) 工事の適正かつ時期に即した施工およびメンテナンスを行なうに必要な熟練、未熟練および一般労働者。

(2) エンジニアは、工事の施工またはメンテナンス上、請負者により雇用された者のうち、エンジニアの判断において、誤った行動をしたり、またはその義務の適正な履行につき能力に欠けもしくは怠慢であり、またはその雇用が他の点で好ましくないと考えられる者について異議を申し立て、かつ請負者にその者を直ちに工事から退去させることを要求することができるものとし、かかる該当者は、エンジニアの書面による許可なしには再度工事に雇用されないものとする。このようにして工事から退去させられた者はすべて、できるだけすみやかにエンジニアの承認した適格な代替者と交替させられるものとする。

(3) 請負者は労働者を雇用する場合、ボリビア共和国の法律、習慣に従わなければならない。

#### 現場設定

第 2 1 条 請負者は、エンジニアが書面で指示した基準点、水準点、ルート、および縦断により工事の真正かつ適正な現場設定を行なうものとする。

また、請負人は工事の一切の部分の位置、水準、寸法および線形について上述の条件に従って調整を行なうとともに、これらに関連して必要となる一切の機器および労務を負担するものとする。

工事施工期間中は、工事の一切の部分の位置、水準、寸法および線形についてなんらかの誤差が生じ、これを調整するようエンジニアまたは、エンジニアの代理人から要求された場合には、請負者はエンジニアまたはその代理人の満足できるまで、自己の費用負担において、かかる誤差を調整するものとする。ただし、かかる誤差がエンジニアまたはその代理人により書面で指示された資料に起因するときはこの限りではなく、かかる場合の調整費用は発注者の負担とする。

エンジニアまたはその代理人が現場設定または線形もしくは水準を確認したとしても請負者はその正確さにつき負うべき責任は一切免れず、請負者は現場設定に必要な基準点、水準点、中心杭およびその他のものを注意深く保護し、かつ保全するものとする。

#### 監視および照明

第 2 2 条 請負者は、工事に関連して、工事の保護のためもしくは公衆その他の者の安全と便宜のために必要なときおよびところに、またはエンジニアもしくはエンジニアの代理人、その他正当に設立された所轄機関のいずれかからの要請があるときおよびところに、自己の費用負担により、標識、照明、防護物、囲いおよび監視を設備し、かつ維持するものとする。

#### 工事の管理

第 2 3 条

(1) 請負者は、工事の着工からこの条件書の第 5 1 条に従って発行される工事全体の完成証明書に記載される日までの間、当該工事の管理について全責任を負うものとする。ただし、エンジニアが本設工事のいずれかの部分について完成証明書を発行したときは、当該部分に関する請負者の管理責任は、本設工事の当該部分に関する完成証明書に記載される日から消滅

し、当該部分の管理責任は発注者に移転するものとする。また、請負者がメンテナンス期間中に完了することを請負った未了工事の管理は、かかる未了工事が完成するまで請負者が全責任を負うものとする。請負者の管理責任期間中、この条の(2)項に定義する除外危険以外のなんらかの原因により、工事の全体またはその一部に損害、損失または損傷が発生するときは、請負者は、工事の完成時に、本設工事が良好な状態で、かつあらゆる点で契約書の諸条件およびエンジニアの指示に適合するように、自己の費用負担においてそれを修理、修復するものとする。かかる損害、損失または損傷が除外危険のいずれかにより発生した場合で、エンジニアの要求があるときは、請負者はその要求の範囲内において、かつ常にこの条件書の第65条の規定に従い、発注者の費用負担で、上述のとおりそれを修理、修復するものとする。請負者はまた、未了工事の完成のために、またはこの条件書の第52条もしくは、第53条に基づく自己の責務の遵守のために行なう作業の過程で、自ら引き起こす工事の損害についても責務を負うものとする。

**除外危険** (2) 「除外危険」とは、戦争・敵対行為（宣戦布告の有無を問わない）、侵略、外敵の行為、反乱、革命、一揆、クーデター、内乱、（請負者またはその下請者の被雇用者によってのみ引き起こされ、かつ工事の管理運営に起因するもの以外）暴動、騒動、騒乱、または発注者による本設工事の部分使用もしくは占有、エンジニアの工事の設計にのみ起因する原因、核燃料もしくは核燃料の燃焼より生ずる核燃料廃棄物より発生する放射能によるイオン照射もしくは放射能汚染、放射性有毒爆発物、その他の危険な爆発物、原子力機械もしくはその部品、音速もしくは超音速で飛行する航空機その他の飛行物体による衝撃波、または経験ある請負者をもってしても予知することができず、もしくは妥当な備えをすることも、保険を付保することもできない自然力の作用をいい、これらのすべては、この条件書において総括して「除外危険」と呼ぶものとする。

**工事保険等** 第24条 この条件書の第23条に規定する請負者の責務および責任の範囲に制限を加えることなく、請負者は、発注者と請負者との共同名義で、契約書の諸条件により請負者が責任を負うところの除外危険以外のあらゆる原因から生ずるすべての損失または損害を補填するために、かつこの条件書の第23条(1)項に規定される期間においてのみならず、メンテナンス期間の開始以前の原因によりメンテナンス期間中に発生する損失または損害ならびにこの条件書の第52条および第53条の責務を履行するために請負者が実施する作業の過程で自ら引き起こす損失または損害を補填するために、メンテナンス期間中においても、発注者および請負者を救済するようなかたちで、次の事項について保険を付保するものとする。

(a) 施工された工事の推定出来高価額およびそれに加えてその他工事に組み込まれる資材の再調達価額。

(b) 請負者が現場に搬入する建設用プラントその他の再調達価額。

かかる保険は、発注者が承認する保険会社および条件により付保されるものとする。ただし、発注者はかかる承認を不当に保留してはならないものとし、請負者は、要求されるときはいつでも、エンジニアまたはエンジニアの代理人に対し保険証券およびその時点の保険料支払い領収書を提示するものとする。



人的および物 第25条

的損傷

- (1) 請負者は、契約書に別段の定めがある場合を除き、工事の施工およびメンテナンスに起因する、人もしくは資材への損傷もしくは損害または財産への物的損害に関するすべての損失およびクレームに対して発注者を保障するとともに、それらに関連するいっさいのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費に対して発注者を保障するものとする。ただし、次の各号についての補償金または損害賠償金についてはこのかぎりでない。
- (a) 工事またはその一部による土地の永続的使用または占拠。
- (b) ある土地の地表、地上、地下もしくは地中に、またはその土地を貫通して発注者が工事またはその一部を施工する権利。
- (c) 契約書に従って工事を施工し、または推持する結果不可避免的に生ずる人または財産への損傷または損害。
- (d) 発注者、発注者の代行者、発注者の使用人もしくは請負者に雇用されていない他の請負者の行為もしくは過失から発生する人、もしくは財産への損傷もしくは損害ならびにそれらに関して発生するクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費。またはかかる損傷および損害について、請負者、その使用人もしくは代行者が関与しているときは、発注者、その使用人、発注者の代行者もしくは他の請負者のとるべき責任の範囲となるべき正当かつ公平と考えられる補償部分。

発注者による  
保障

- (2) 発注者は、この条の(1)項ただし書き記載の事項に関連するいっさいのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費について請負者を保障するものとする。

第三者保険 第26条

- (1) 請負者は、工事の施工開始に先立って、この条件書の第25条に規定する請負者の責務および責任の範囲に制限を加えることなく、工事の施工からまたは契約の実施にあたって生ずる財産（発注者の財産を含む）または人（発注者の被雇用者を含む）への物的損害、損失または損傷についての自己の責任に備えて保険を付保するものとする。ただし、この条件書の第25条(1)項のただし書きに述べられる事項により生ずるものはこのかぎりでない。

第三者保険の  
最低付保金額

- (2) かかる保険は、発注者が承認する保険会社および条件により付保されるものとする。ただし、発注者はその承認を不当に保留してはならないものとし、付保金額は発注者の承認を得るものとする。請負者は、要求されるときはいつでも、エンジニアまたはエンジニアの代理人に対し保険証券およびその時点の保険料支払い領収書を提示するものとする。

発注者を保障  
する条項

- (3) 保険条件には、保険証券の定めにより請負者が保障される権利を有するクレームが、発注者に対してなされたとき、保険会社は、かかるクレーム金額ならびにそれに関する出費、手数料および経費につき発注者を保障する旨の条項が含まれるものとする。

作業員に対す 第27条

る事故または  
傷害

- (1) 発注者は、自己、その代行者もしくは使用人の行為または不履行により発生する事故または損害を除いて、請負者もしくはその下請者の雇用にかかる作業員もしくはその他の者に対する事故もしくは傷害に関し、またはその結果として、法律上支払うべき損害賠償金もしくは補償金に関しては責任を負わないものとする。請負者は、上述の場合を除いて、かかるす

すべての損害賠償金および補償金について、ならびにそれらに関するすべてのクレーム費用、訴訟費用、出費、手数料および経費について、発注者を保障するものとする。

労災保険

(2) 請負者は“Caja Nacional de Seguridad Social”に入会しなければならない。

請負者は、工事に関して人を雇用する期間中、かかる保険を有効に継続するものとし、要求されるときは、エンジニアまたはエンジニアの代理人に対し保険証券およびその時点における保険料支払い領収書を提出するものとする。ただし、請負者の下請者が雇用する作業員に対して“Caja Nacional de Seguridad Social”に入会しているときは、この項に定める上述の請負者の保険付保義務は満たされたものとするが、この場合請負者は、当該下請者に対しエンジニアまたはエンジニアの代理人の求めに応じて保険証券およびその時点における保険料支払い領収書を提示するよう要求するものとする。

請負者が保険を付保しなかった場合の救済

第28条 請負者がこの条件書の第24条、第26条および第27条に述べられた保険、またはこの契約書の条件により要求されるその他の保険の付保および有効な継続を怠ったときは、発注者は、かかる保険を付保し、またはその有効な継続を行ない、そのために必要な保険料を支払い、このように発注者が支払った保険料を適時、現在または将来請負者に支払うべき金額から差し引き、または請負者の債務として回収することができるものとする。

通知の発送および手数料の支払い

第29条

(1) 請負者は、工事の施工に関連する、国もしくは州の制度法、政令もしくはその他の法律、または自治体もしくはその他正当に設立された所轄機関の規則もしくは条例によって、および、工事によりその財産上もしくは権利上影響を受けるすべての所轄機関および会社の規則によって、通知を求められるいっさいの通知を行ない、かつ支払うことを求められるいっさいの料金等を支払うものとする。

制定法、規則等の遵守

(2) 請負者は、工事に適用される上述の制定法、政令、その他の法律、および自治体もしくはその他正当に設立された所轄機関の規則もしくは条例、ならびに上述の所轄機関および会社の規則を、全面的に遵守するものとし、また、かかる制定法、政令、もしくは法律、規則または条例の違反に対するすべての罰則および責任から発注者を免れさせるものとする。

(3) かかる料金等に関して、適正に支払うべきものでありかつ請負者が実際に支払ったことをエンジニアが証明するすべての金額を、発注者が請負者に支払うものとする。

化石等

第30条 工事現場で発掘される地質学上もしくは考古学上価値のあるすべての化石、古銭、貴重な物品または古美術品および構造物、その他の遺物や遺跡は、発注者と請負者との間においては発注者の絶対的所有に帰属するものとみなされる。請負者は、その作業員または他の者がかかる物品を除去したり損傷したりしないよう、妥当な予防手段を講じるとともに、発見後除去する前に直ちにエンジニアの代理人にその旨を知らせ、その処理に関するエンジニアの代理人の命令を発注者の費用負担において履行するものとする。

特許権および使用料

第31条 請負者は、工事に関連して使用される建設用プラント、機械装置または資材に関する特許権、商標、名称、その他の法的保護のある権利の侵害を理由とするすべてのクレームおよび訴訟に対して発注者を保障するとともにそれらに関するいっさいのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費に対して発注者を保障するものとする。別段

の定めがある場合を除き、請負者は、工事のために必要な石材、砂、砂利、粘土その他の資材の入手のために、必要となるすべてのトン税その他の使用料、地代その他の支払い金または補償金があれば、これを払うものとする。

**交通および隣接財産の妨害** 第32条 工事の施工に必要なすべての作業は、契約書の要件の履行上可能な範囲において、公衆の便宜または公道もしくは私道への立ち入り、使用、占有または発注者もしくは他の人の所有にかかる財産への立ち入り、使用、占有を不必要にまたは不当に妨害しないように行なわれるものとする。請負者は、かかる事柄に関連して生ずるすべてのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料ならびに経費について、自己が責任を有するかぎりにおいて発注者を保障するものとする。

**重量物の輸送** 第33条

(1) 請負者は、現場へ通ずる公道または橋梁が、請負者自身またはその下請者の通行により損害、損傷を受けることを防止するため、適切な手段を講ずるものとし、また現場へ出入りするプラントや資材の移動により必然的に生ずるかかかる重量物の輸送をできるかぎり制限し、かつ上述の公道や橋梁への不必要な損害・損傷が起らないよう、特に経路を選び、車輛を選択使用し、積荷を制限かつ分散するものとする。

**特殊な積荷** (2) 請負者が、建設用プラント、機械、組立て建材または工事の部材等の積荷を公道または橋梁を通過して運搬することが必要となり、その運搬により、特別の保護または補強を行なわなければ、これらの公道または橋梁に損害または損傷を与える恐れがあるときは、請負者は、かかる公道または橋梁上に積荷を移動する前に、運搬する積荷の重量および詳細、ならびに自己の提案するかかる公道または橋梁の保護または補強に関する対策をエンジニアまたはエンジニアの代理人に通知するものとする。エンジニアがかかる通知の受領後14日以内に、かかる保護または補強策が不要である旨、返答を指示しないかぎり、請負者は、かかる保護・補強策をそのまま実施するか、またはエンジニアが要求する修正を実施するものとし、かつ値入れ済数量明細書に上述の保護・補強のために必要な作業について請負者が価格を記入すべき項目がある場合以外は、かかる保護・補強の出費は発注者が請負者に支払うものとする。

**重量物輸送に関するクレームの処理** (3) 請負者は、工事施工中または施工後いつても、工事の施工に関して生じた公道や橋梁に対する損害・損傷につきなんらかのクレームを受けたときは、直ちにその旨をエンジニアに通知するものとし、その後においては、発注者がかかるクレームに関する処理交渉を行ない、かつ支払うべきすべての金額を支払い、そのクレームに関して生ずるすべてのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費について請負者を保障するものとする。ただし、かかるクレームまたはかかるクレームの一部が請負者側の、この条の(1)項および(2)項に基づく請負者の責務の違反および不履行により生じたものであるとエンジニアが判断するときは、請負者は、その違反および不履行の範囲により生じたものであるとエンジニアが証明する金額を発注者に支払うものとする。

**他の請負者に対する便宜の** 第34条

(1) 請負者は、現場またはその近隣においてこの契約に含まれない作業を行なうため、または

供与	<p>工事に関連もしくは付随して発注者が締結する他の契約を履行するために、発注者に雇用される他のすべての請負者およびその作業員、ならびに発注者の作業員または正当に設立された公共機関の作業員に対し、その作業実施上妥当にして必要ないっさいの便宜をエンジニアの要求に従って供与するものとする。ただし、請負者が、エンジニアまたはエンジニアの代理人の書面による要求に基づき、かかる他の請負者、または発注者もしくはかかる公共機関の作業員に対し、自己が管理責任を有する道路ないしは通路を利用する便宜を与え、または現場にある自己の足場やその他のプラントを利用させ、またはその他のなんらかの役務を提供したときは、請負者が供与するかかる使用または役務の提供に関連して、エンジニアが妥当と考える金額を、発注者が請負者に支払うものとする。</p> <p>(2) 他の契約人の作為、不作為、錯誤、怠慢または遅延によって請負者の作業が防げられ、遅延を生じることになった場合には、請負者はエンジニアに申立てるものとし、エンジニアはすみやかに必要な処置を講じるものとする。請負者はエンジニアの決定を直ちに実行しなければならないが、決定後10日以内に、発注者に対して不服の申立をする権利を有する。</p>
現場清掃の義務	<p>第35条 請負者は、工事の進捗期間中、現場から妥当と思われる程度に不要な障害物を取り除き、建設用プラントや余剰資材を保管もしくは処分し、かつ不要となった廃棄物、ごみもしくは仮設物を現場から撤去するものとする。</p>
完成時の現場清掃	<p>第36条 請負者は、工事の完成時に、現場からいっさいの建設用プラント、余剰資材、ごみおよびあらゆる種類の仮設物を撤去し、現場および工事物の全体を清掃し、エンジニアの満足する良好な状態にするものとする。</p>

## 労 務

労務の雇用	<p>第37条</p> <p>(1) 請負者は、現地人であると否とを問わず、すべての労務者の雇用について自ら手配を行なうものとし、この契約書に別段の定めのある場合を除き、当該労務者の輸送、住居の手配、給食、賃金の支払いを自ら行なうものとする。</p> <p>請負者が雇用する労務者の員数は、常にその作業の規模や性格、工期に応じたものとする。また請負者は労務者に対する最低賃金、休暇、休日、労働時間、労災事故、作業管理等を規制するボリビア共和国の法令および規則を遵守するものとする。</p>
酒類または麻薬	<p>(2) 請負者は、現行の制定法、政令、政府の規則または命令に基づく場合を除き、酒類または麻薬の輸入、販売、支給、交換、その他の処分を行なってはならず、また自己の下請者、代行者または被雇用者によるそれらの輸入、販売、贈与、交換、その他の処分を許可し、または黙認してはならないものとする。</p>
武器および弾薬	<p>(3) 請負者は、その種類を問わず、武器、弾薬を何人に対しても支給、交換、その他の処分をしてはならないものとし、また上述のごとく、これを許可しまたは黙認してはならないものとする。</p>
祝祭日および	<p>(4) 請負者は、自己の雇用する労務者の取扱いに当たって、社会的に認められているすべての</p>

- 宗教上の慣習 祝祭日および宗教上またはその他の慣習に対して適切な考慮を払うものとする。
- 伝染病 (5) 請負者は、流行性の疫病が発生した場合は、それらに対処し、かつそれらを撲滅するために政府または、地方の医療衛生当局が定める規則、命令および要求を遵守し、かつそれらを実施するものとする。
- 騒乱行為その他 (6) 請負者は、自己の被雇用者のまたは被雇用者間における違法行為、暴動、騒乱行為の発生を防止し、かかる行為に対して、工事の近隣の治安を維持し、人身および財産を保護するために常に適切な予防措置を講ずるものとする。
- 下請者による遵守労務報告等 (7) 請負者は、自己の下請者による上述の諸規程の遵守について責任を負うものとする。
- 第38条 請負者は、エンジニアの要求がある場合は、自己の監督職員および現場において適時雇用する各種労務者の人数、ならびにエンジニアの代理人が要求する建設用プラントに関する情報を記載した詳細な報告書を、エンジニアが指定する様式に従い、かつ要求される都度にエンジニアの代理人に対し、提出するものとする。

## 資材および工事の出来栄え

資材、工事の出来栄えおよび試験	第39条 (1) すべての資材および工事の出来栄えは、それぞれ契約書に定める種類のもので、かつエンジニアの指示に準拠するものでなければならず、製作もしくは組立場所、現場、または契約書に定められるその他の場所において、エンジニアが適示指示する試験を受けるものとする。請負者は、工事および使用資材の品質、重量または数量を試験、測定および検査するために通常必要とされる補助、計器、機械、労務および資材を供給するものとし、かつ資材を工事に使用する前にエンジニアが選択し、要求する供試体を試験用として供給するものとする。
供試体の費用	(2) 供試体の供給が契約書により、明らかに指示または規定されているときは、請負者は、自己の費用負担において、これを供給するものとするが、それ以外の場合には、発注者がかかる費用を負担するものとする。
試験の費用	(3) 試験を行なう費用は、その試験が契約書により明らかに指示または規定されているときは、請負者がこれを負担するものとするが、載荷試験の場合、または完成工事もしくは部分的に完成した工事の設計が果たすべき目的に適合しているか否かを確認する試験の場合にかぎり、請負者が入札書にかかる試験の費用を計上し、または計上できる程度に契約書中に十分詳細な特記がある場合にのみ、請負者がその試験費用を負担するものとする。
規定外の試験費用その他	(4) 次のいずれかに相当する試験がエンジニアにより命令された場合、かかる試験費用は、試験により当該工事の出来栄えまたは資材が契約書の規定またはエンジニアの指示に準拠しないことが判明したときは、請負者が負担するものとし、その他の場合は発注者が負担するものとする。 (a) 契約中に意図または規定されていないもの。 (b) (上述(3)の場合) 契約にその詳細な特記がないもの。 (c) 契約書により意図または規定されてはいるが、現場または当該資材の製作もしくは組立場所以外のところで、第三者により行なわれるようエンジニアが命令したもの。
検査立会の通知	(5) 請負者はボリビア共和国以外での検査立会が必要となる場合は、最低30日前に、またボリビア共和国内での場合は、最低7日前にエンジニアに通知するものとする。
作業の検査	第40条 エンジニアおよびエンジニアにより権限を与えられた者はいつでも、工事に立入りかつ工事の準備が行なわれている工作所その他の場所または工事用の資材、製品もしくは機械の仕入れ先の工作所その他の場所に立入ることができるものとし、請負者はかかる立入りのためまたは立入る権利を獲得するためにあらゆる便宜と援助を与えるものとする。
被覆前の工事の検査	第41条 (1) 請負者は工事施工完了後検査および測定が困難なものについてはエンジニアまたはエンジニアの代理人の承認を得ずにかなる工事をも被覆または隠蔽してはならない。請負者がその部分を被覆または隠蔽する直前にその工事の検査および測定ができるよう、また基礎については本設工事がその上に施工される前に検査および測定ができるよう、エンジニアまたは

エンジニアの代理人に十分な機会を与えるものとする。請負者は、かかる工事または基礎が検査を受けられる状態になったとき、または検査を受けられる状態になる直前に、必ずエンジニアの代理人にしかるべき通知を与えるものとし、エンジニアの代理人はかかる工事を検査および測定するため、またはかかる基礎を検査するために、不当に遅滞することなく立ち会うものとする。ただし、エンジニアの代理人がかかる検査、測定を不必要と認め、請負者にその旨連絡するときは、このかぎりではない。

除覆および開口 (2) エンジニアは、請負者が前項および第42条(1)項の定めに従った場合または工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、工事の一部を除覆し、またはこれに開口を設け、検査することができる。かかる部分が、この条の(1)項の規定に従って被覆または隠蔽され、かつ契約書どおりに施工されていることが判明したときは、かかる部分の除覆、開口、復旧および修復の費用は発注者の負担とするが、その他の場合、すべての出費は請負者が負担するものとし、エンジニアが満足するようにかかる部分を復旧または修復するものとする。

不適切な工事 第42条

および資材の撤去 (1) エンジニアは、工事の進捗期間中、次の各号を適時書面により命令する権限を有するものとする。

(a) エンジニアが契約書に準拠しないと判断した資材を命令書中に定める期間中に現場から撤去すること。

(b) 適正かつ妥当な資材との取替え。

(c) 既往の検査または中間支払いのいかににかかわらず、資材または出来栄が契約書に準拠しないとエンジニアが判断した工事を撤去し、かつ適正に再施工すること。

請負者の命令不履行 (2) 請負者側において、かかる命令の実施にあたり不履行があったときは、発注者は、これを実施するため他の者を雇用し、かつその者に支払いをなすことができるものとし、またこの結果生じたもしくはこれに伴うすべての費用を請負者から回収し、または請負者に現在もしくは将来支払うべき金額から差引くことができるものとする。

工事の中止 第43条

(1) 請負者は、エンジニアの書面による命令があり次第、エンジニアが必要と考える期間にわたり、必要と考える方法で工事を中止し、かつかかる中止の期間中エンジニアが必要と考える範囲にわたって、工事を適切に保護および保全するものとする。この条に基づくエンジニアの指示を実施するにあたり、請負者がこうむる追加出費は、次の場合を除き、発注者が負担し、かつ支払うものとする。

(a) かかる中止が、契約書中に別途定められている場合。

(b) かかる中止が、請負者側の不履行により必要となった場合。

(c) かかる中止が、工事の適切な施工のためまたは工事もしくはその一部の安全のために必要となった場合であって、かかる必要性がエンジニアもしくは発注者の行為もしくは不履行またはこの条件書の第23条に規定される除外危険のいずれにも起因しないとき。

ただし、請負者はクレームを行なう意図をエンジニアの命令から28日以内にエンジニアに対し書面により通知しなければ、かかる追加出費を回収する権利を失うものとする。エンジニアは公正かつ妥当と判断するクレームに関し、請負者に対してなされるべき追加支払いまたはこの条件書の第47条に基づく工期の延長を決定するものとする。

- 90日を超え  
る工事の中止
- (2) 工事またはその一部の進捗が、エンジニアの書面による命令により中止され、かつこの中止の日から90日以内に工事の再開許可が、エンジニアにより与えられない場合で、かかる中止がこの条の(1)項の(a)、(b)、(c)または(d)号のいずれにも該当しないときは、請負者は、書面による通知をエンジニアに提出し、中止されている工事またはその一部を続行する許可をこの通知受領の日から28日以内に与えるよう要求することができる。かかる許可がこの期間内に与えられない場合、請負者は、さらに同様の書面による通知を行ない、この中止が工事の一部のみに影響を与えるものであるときは、この条件書の第55条に基づくかかる部分の削減として、またこの中止が工事全体に影響を与えるものであるときは、発注者による契約の放棄として、処理することができるものとするが、請負者は必ずしもこのように処理すべき義務を負わないものとする。

## 着工時期および遅延

- 着工 第44条 請負者は、エンジニアから書面による着工命令を受けてから10日以内に現場で工事を開始し、かつ適切な速度をもって遅滞なくこれを進めるものとするが、エンジニアの明示的承認もしくは命令によるときまたは請負者の制御能力を超えるときはこのかぎりではないものとする。
- 現場の占有 第45条
- (1) 請負者に適時占有させるべき現場部分の範囲およびその引渡し順序につき契約書に別段の定めがないときは、施工手順に関する契約書の要件に反しないかぎりにおいて、発注者は、請負者がこの条件書の第17条に述べる工程表またはエンジニア宛の書面により通知した自身の妥当な施工案どおりに着工および施工できるように、必要な部分を確保し無償で請負者に、エンジニアの着工命令をまって提供するとともに、工事の進捗に伴い、当該工程表または施工案に従って請負者が適切な速度で施工を進めることができるようさらに必要な現場部分を確保し無償で適時請負者に提供するものとする。発注者側においてこの条の規定に従い現場の引渡しをしなかつたために、請負者が遅延または出費をこうむったときは、エンジニアは工期の延長を認可しかつ出費補填のため公正と認められる金額を証明するものとし、その金額を発注者が支払うものとする。
- 通行権等 (2) 現場への往来に関し請負者が取得すべき特別または臨時の通行権のための出費および料金はすべて請負者の負担とする。また請負者は、工事のために現場外に追加宿舎を必要とするときは、自身の出費でこれを用意するものとする。
- 工期 第46条 契約書に工事全体が完成する以前にいずれかの部分を完成すべき定めがあれば、これに従ったうえ、工事全体はこの条件書の第51条の規定に従い契約書に定める期間内(入



...	<p>札書の付属書に着工期間として記載された期間の最終日から起算) またはこの条件書の第 47 条により認められる延長期間内に完成するものとする。</p>
<b>工期の延長</b>	<p>第 4 7 条 あらゆる種類の追加工事の量、この条件書中に述べる遅延原因、異常な気候条件、その他請負者の不履行に起因しないいっさいの特殊事情のゆえに請負者に当然工期延長の権利が生ずるときは、エンジニアはその延長日数を決定し、発注者および請負者にその旨通知するものとする。ただし、請負者が追加工事の着工もしくはかかる事情の発生から 28 日以内またはその後できるかぎり速やかに、自ら権利を有すると考える工期延長につき、その時点において調査を受けるべく十分かつ詳細な資料をエンジニアの代理人に対し提出しなかったときは、エンジニアは必ずしもかかる追加工事その他の特殊事項を勘案する義務を負わないものとする。</p>
<b>夜間および休日作業の禁止</b>	<p>第 4 8 条 契約書に別段の定めがないかぎり、いかなる本設工事も、後段に規定する場合を除き、エンジニアの代理人の書面による許可なくして夜間または日曜日もしくは現地において安息日とされている日に行なってはならない。ただし、生命もしくは財産の保全または工事の安全のため不可避または不可欠な作業についてはこのかぎりではないが、この場合請負者は直ちにエンジニアの代理人に連絡するものとする。なおこの条の規定は二交替または輪番制により実施することが慣行となっている作業には適用しないものとする。</p>
<b>進捗度</b>	<p>第 4 9 条 エンジニアは、請負者の工期延長権を生じない事由により工事またはその一部の進捗が遅れ、所定の工期内または延長工期内に工事またはその一部が完成しないおそれがあると判断したときは、書面により請負者にその旨通知するものとし、請負者は工事またはその当該部分を所定工期内または延長工期内に完成すべく進捗を早めるため必要でありかつエンジニアが承認する措置を講ずるものとする。請負者はかかる措置を講じたことに対しいかなる追加支払いをも受ける権利を有しないものとする。エンジニアがこの条の規定により通知を発した結果、請負者が夜間または日曜日もしくは現地において安息日とされている日に作業を行なうべくエンジニアの許可を求めたときは、エンジニアはかかる許可を不当に拒否してはならないものとする。</p>
<b>着工遅延に対する予定損害賠償金</b>	<p>第 5 0 条</p> <p>(1) 請負者は、この条件書の第 4 4 条に定める期間内に正当な理由なしに工事に着手しないときは、期限の切れた翌日から、エンジニアの着工確認の日までの経過期間の各日（一日未満の端数はゼロとみなす）につき、当初契約金額の 1/10,000 を日額として計算し、反則金としてでなく不履行に対する予定損害賠償金として、ポリビア・ベソにより発注者に支払うものとする。</p>
<b>完成遅延に対する予定損害賠償金</b>	<p>(2) 請負者は、この条件書の第 4 5 条に定める期間内に工事を完成することができないときは、同条に定める期日からエンジニアの証明を受けた完成日までの各週（一週未満の端数はゼロとみなす）につき、最初の 10 週間については当初契約金額の 2/1,000 の週額とし、11 週目を越える週に対しては 1/1,000 の週額として計算し、反則金としてでなく不履行に対する予定損害賠償金として、ポリビア・ベソにより発注者に支払うものとする。</p> <p>(3) 発注者は本条第(1)項および第(2)項に示された予定損害賠償金を、請負者に現在または将来</p>

支払うべき金額或は履行保証金から差し引くことができるものとする。ただし、かかる差引きにより他の方法による回収の権利は毀損されないものとする。かかる予定損害賠償金の支払いまたは差引きがなされても、請負者は、工事完成の責務その他いっさいの契約書に定める責務および債務を免れないものとする。

工事完成証明 第51条

(1) 工事の全体が実質的完成に至り、かつ契約書に定める最終検査に合格したときは、請負者はその旨をエンジニアまたはエンジニアの代理人に通知し、あわせて未了工事をメンテナンス期間中に完成する旨を請負うものとする。かかる通知および請負いは書面によるものとし、エンジニアに対する請負者の工事完成証明書発行の請求とみなされるものとする。エンジニアは、かかる通知送達の日から21日以内に、工事が契約書に従って実質的完成に至ったと認める日を明記した完成証明書を請負者宛に発行するとともにその写しを発注者に送るか、さもなければ、かかる証明書の発行前に請負者が行なう必要があると判断する工事を明示し、これを書面により指示するものとする。エンジニアは、またかかる指示以後、上述のごとく明示された工事の完成までの間に現われる、実質的完成に影響するかしについて、これを請負者に通知するものとする。請負者は、エンジニアが満足するようかかる工事を完成し、かつかかるかしを補修した日から21日以内に完成証明書を受領する権利を有するものとする。

段階的完成証明

(2) 次の各号についても同様に、この条の(1)項に定めた手続きに従い、請負者は完成証明書を要求することができ、またエンジニアはこれを発行するものとする。

(a) 本設工事のうち、契約書中に別途工期の定めがある部分。

(b) 本設工事のうち、エンジニアの満足するよう完成し、かつ発注者により占有または使用される実質的部分。

(3) 本設工事の一部が実質的完成に至り、かつ契約書に定める最終検査に合格したときは、エンジニアは工事全体の完成以前に当該部分につき完成証明書を発行することができるものとし、かかる証明書の発行により、請負者は当該部分の未了工事をメンテナンス期間中に完成することを請負ったものとみなされるものとする。

(4) ただし、工事全体の完成以前に本設工事の一部につき与えられた完成証明書は、その中に別段の明示がないかぎり、修復を要する地盤または地表の完成を証明するものとはみなされないものとする。

## メンテナンスおよびかし

メンテナンス 第52条

期間の定義

(1) この工事における「メンテナンス期間」は1年とし、その開始日はエンジニアが第51条により証明した完成日または同条により証明書が2通以上発行されるときは証明されたそれぞれの完成日から起算するものとする。なお、メンテナンス期間に関しては「工事」という語をこれに応じて解釈するものとする。

補修工事等の 施工	(2) メンテナンス期間終了時またはその後できるかぎり速やかに工事を契約書の要求する状態（当然の減耗は除く）で、かつエンジニアの満足するように発注者に最終的に引き渡すことを目的として、請負者は、この条件書の第51条により証明された完成日における未了工事があれば、これを同日以後できるかぎり速やかに完了し、かつエンジニアがメンテナンス期間終了以前に自らまたは他を通じて行なった検査の結果、同期間中またはその満了後14日以内に請負者に書面で要求したかし、不備、収縮その他の欠陥の改・補修を行なうものとする。
補修工事等の 施工の費用	(3) かかる補修工事が、契約書に準拠しない資材の使用もしくは出来栄えにより、または請負者側において契約書に基づく明示的もしくは黙示的責務の履行に過失または怠慢があったことにより必要になったものとエンジニアが判断したときは、請負者はかかる補修をすべて自己の費用で実施するものとする。かかる補修工事がその他の原因により必要となったものとエンジニアが判断したときは、かかる工事の価額は追加工事と同様に査定されかつ支払われるものとする。
補修工事不履 行に対する救 済	(4) 請負者がエンジニアの要求した上述の工事を行なわなかったときは、発注者はこれを実施するため、他の者を雇用しかつその者に支払いをなす権利を有するものとし、この場合エンジニアが、かかる工事は契約書に従って請負者が自己の費用で行なう責任があったものと判断したときは、発注者はこれに起因もしくは付随する費用を請負者から回収し、または請負者に現在もしくは将来支払うべき金額または誠実施工保証金から差し引くことができるものとする。
請負者による 原因探求	第53条 請負者は、エンジニアから書面により要求があったときは、工事進捗またはメンテナンス期間中に現われたかし、不備もしくは欠陥の原因を探究するものとする。かかるかし、不備もしくは欠陥が契約書により請負者の責に帰すべきものでないときは、上述の原因探究にあたって請負者が実施した作業の出費は、発注者が負担するものとする。もし、かかるかし、不備、または欠陥が上述のとおり請負者の責に帰すべきものであるときは、上述の原因探究にあたって実施した作業の出費は、請負者が負担するものとし、この場合請負者は、この条件書の第52条の規定に従って自己の費用により、かかるかし、不備または欠陥を改・補修するものとする。

## 変更，追加および削除

契約の変更	第54条 (1) 本契約書の変更または改正を必要とするときは、発注者、請負者合意の上、発注者および請負者の代表権を有する者の署名する文書により行なうものとする。
詳細設計の結 果による変更	(2) 請負者により実施されエンジニアによって承認された路線測量、地質調査および詳細設計の結果、契約時の値入れ済数量明細書に記載された工事見積数量に10%以上の増減が生じた場合は、該当する工事種類の単価を発注者、エンジニアおよび請負者が合意する金額により調整するものとする。

工事の変更

第55条

(1) エンジニアが必要と判断するときは、工事またはその一部の型式、品質または数量の変更を行なうものとし、その変更のためまたはその他の理由により、エンジニアが望ましいと判断するときは、エンジニアは請負者に次の各号を命令する権限を有し、請負者はこれらを実施するものとする。

- (a) 契約書に含まれる工事数量の増減。
- (b) 契約書に含まれる工事の削除。
- (c) 契約書に含まれる工事の性状、品質または種類の変更。
- (d) 工事の一部の水準、線、位置および寸法の変更。
- (e) 工事完成に必要なあらゆる種類の追加工事の施工。

かかる変更は、契約の効果をなんらそこなうことがないものとするが、かかる変更分の価額は、契約金額を査定するに際して勘案されるものとする。

変更命令は書  
面によるべき  
こと

(2) 請負者は、エンジニアの命令なくして、かかる変更を行なってはならないものとする。ただし、工事数量の増減がこの条による命令に起因するものでなく、植入れ済数量明細書記載の数量に対する施工数量の過不足に起因するときは、書面による命令は必要とされないものとする。また、なんらかの理由により、エンジニアがかかる命令を口頭で与えることが望ましいと考えるときは、請負者はかかる口頭の命令に従うものとし、かかる口頭の命令を、命令実施の前後を問わずエンジニアが書面で確認すれば、その確認をもってこの条にいう書面による命令とみなすものとする。さらにまた、請負者が7日以内にかかる口頭の命令をエンジニアに対し書面により確認し、当該確認が14日以内にエンジニアにより書面で否定されないときは、これをもってエンジニアの書面による命令とみなすものとする。

変更工事の査  
定

第56条

(1) エンジニアの命令により実施された追加工事または削除された工事につき、エンジニアが契約書で定められた単価が適用され得ると判断したときはすべて、かかる単価により査定されるものとする。追加工事に適用され得る単価が契約書に定められていないときは、エンジニアおよび請負者が妥当な単価を合意するものとする。両者が合意に達しないときは、エンジニアが自己の判断で妥当かつ適正な単価を決定するものとする。

単価を決定す  
るエンジニア  
の権限

(2) ただし、削除もしくは追加工事の性質または量と、工事全体もしくはその一部の性質または量との対比により、工事のいずれかの項目について契約書中の単価が、かかる削除または追加のゆえに不当もしくは適用不可能になったとエンジニアが判断したときは、エンジニアおよび請負者が適正な単価を合意するものとする。両者が合意に達しないときは、エンジニアが状況を考慮し、妥当かつ適正と認める単価を決定するものとする。

さらにまた、この条の(1)項による増減またはこの条の(2)項による単価の変更は、書面による次の通知が、命令があった日以後できるだけ速やかになされ、または追加工事の場合においては、その着工前もしくは着工後できるだけ速やかになされないかぎり、行なわれないものとする。

- (a) 追加支払いまたは単価の変更をクレームする意図の請負者からエンジニアへの通知。

- または、
- (b) 単価の変更を意図するエンジニアから請負者への通知。
- 10パーセントを超える変更
- (3) 全工事の完成が証明された時点において、次の(a)号および(b)号のみに起因する金額の増減が、発注内示書記載の金額または第54条による変更金額から固定費を除外した金額の10パーセントを超えることが判明したときは、契約金額を請負者およびエンジニアが合意する金額により調整するものとする。
- (a) 全変更命令による変更工事の累計額
- (b) 納入済数量明細書に記載された工事種類ごとと数量の測定による調整の累計額。(この条件書の第71条(1)項による価格調整を除く。)
- また、この金額について請負者およびエンジニアが合意に達しないときは、エンジニアが、請負者のこの契約に係わる現場経費および一般経費をはじめ重要で関係ある要素をすべて考慮して定める金額により調整するものとする。
- クレーム
- (4) 請負者は、支払いを受ける権利があると考える追加支払いのクレームおよびエンジニアの命令により前月中に施工したすべての追加工事について、できるだけ完全かつ詳細な内容の事由書を、毎月1回エンジニアの代理人宛に送付するものとする。
- かかる事由書に含まれない工事または費用についての、その支払いに対する最終または中間のクレームはいっさい認められないものとする。ただし、請負者がこの条件に従うことを怠った場合であっても、できるだけ早い機会にエンジニアに対して、かかる工事または費用の支払いについてクレームを行なう意図を書面で通知したときは、エンジニアは、かかる支払いを認める権限を有するものとする。

## 建設用プラント、仮設工事および資材

- 建設用プラント等の工事への専用
- 第57条
- (1) 請負者が供給するすべての建設用プラント、仮設工事および資材は、現場に搬入された時点で、もっぱらこの工事の施工のために使用されるべきものとみなされ、現場内での移動を除き、エンジニアの書面による同意がなければ、その全部または一部を撤去してはならないものとするが、エンジニアは、かかる同意を不当に保留してはならないものとする。
- 建設用プラント等の撤去
- (2) 工事の完成時、請負者は現場に残存する上述の建設用プラント、仮設工事および未使用資材のうち自ら準備したものすべてを現場から撤去するものとする。
- 建設用プラント等の損害に対する発注者の免責
- (3) 発注者は、いかなる場合においても、上述の建設用プラント、仮設工事および資材の損失または損害に対して責任を負わないものとする。ただし、この条件書の第23条および第66条に述べる場合はこのかぎりではない。
- 建設用プラントの再輸出
- (4) 請負者が工事のため輸入した建設用プラントに関して、発注者は上述の撤去にあたり、当該建設用プラントの再輸出のために必要な政府の同意を取得するうえで、要求があれば、請負者に援助を与えるものとする。
- 通関
- (5) 発注者は工事に必要な建設用プラント、資材およびその他の物の通関許可取得につき、要

求があれば、請負者に援助を与えるものとする。

資材等の承認を推定してはならないこと 第58条 この条件書の第57条の援助があったことをもって、エンジニアが同条に述べられた資材またはその他の物を承認したものと推定してはならないものとし、エンジニアはかかる資材をいつでも拒否することを妨げられないものとする。

## 測 定

数量 第59条 値入れ済数量明細書に定められる数量は、工事の見積数量であり、請負者が契約書に基づく自己の責務履行にあたり実施すべき工事の実際かつ正確な数量として解釈してはならないものとする。

工事の測定 第60条 別段の定めがないかぎり、エンジニアは契約書に従って実施された工事の契約上の数量を測定により査定し、かつ決定するものとする。エンジニアは工事のいずれかの部分の測定を必要とするときは、請負者より権限を与えられた代行者または代理人に対しその旨を通知するものとし、その者はエンジニアまたはエンジニアの代理人が実施するかかる測定を補助するため、直ちにその測定に立ち会うか、または資格のある代行者を派遣し、エンジニアまたはエンジニアの代理人の要求する明細資料のすべてを提出するものとする。請負者が立ち会いをなさず、またはかかる代行者の派遣を怠ったときは、エンジニアが実施もしくは承認した測定を工事の正確な測定とみなすものとする。

記録および図面により測定すべき本設工事の測定を目的として、エンジニアの代理人はかかる工事の記録および図面を毎月作成するものとし、請負者は、書面で要求された場合には、14日以内にかかる記録および図面を検査しかつ同意するため、エンジニアの代理人とともに立ち会うものとし、同意したときはこれらの記録および図面に署名するものとする。

請負者がこれら記録および図面を検査しかつ同意するための立ち会いをしないときは、それらはそのまま正確なものとみなされるものとする。かかる記録および図面の検査が終了した後請負者がそれらに同意せず、または署名をしなかった場合においても、請負者がかかる記録および図面につき不正確であると主張する点にかかる検査の後14日以内に書面によりエンジニアの代理人に通知し、エンジニアの決定を求めた場合を除き、かかる記録および図面は正確なものとみなされるものとする。

## 証明書と支払い

支払通貨 第61条

(1) 本契約の対象業務に対する支払いは、ボリビア共和国政府資金により、ボリビア・ペソおよびUSドルでなされる。

前渡金 (2) 発注者は、契約発効日より 日以内に、発注内示書記載の契約金額の20%を前渡金として請負者に支払うものとする。請負者は前渡金の受領と引換えに、発注者の承認する銀行の保証書を発注者へ提出するものとする。この保証書は本条(6)項の方法により前渡金相当額が

差し引き済となったときに請負者へ返還されるものとする。従って保証書の保証期間はその条件を満足するものとする。

前渡金に対する利息の支払いは免除とする。

支払い

- (3) 工事費の支払いは原則として毎月とする。単価契約工事種類については前月末までの出来高に対する測定された数量ならびに金額、一式契約工事種類については仕様書に示された支払段階に出来高が至った場合の金額を支払うものとする。請負者は計上した明細書をエンジニアに提出するものとする。
- (4) 請負者の提出した明細書に対して、エンジニアは出来高証明書を発行するものとする。エンジニアによって証明が保留された出来高については次回の明細書によって請求されるものとする。
- (5) 発注者はエンジニアの出来高証明書が添付された請負者の支払請求書を受け取ってから30日以内に支払うものとする。
- (6) 発注者は出来高支払額のうち30%を前渡金返還分として差し引くものとし、前渡金金額の差し引きが終了したあとは全額支払うものとする。
- (7) 発注者は出来高支払いのとき、保留金分を差し引かぬものとする。本条(8)項(b)号による場合は、誠実施工保証金を充当するものとする。
- (8) メンテナンス証明書の発行後2ヶ月以内に、請負者は契約に準拠して施工した工事の価額を詳細明示した証拠書類とともに、最終計算書をエンジニアに提出するものとし、あわせて契約に基づき請負者が当然支払いを受けられるものと自身で考える全追加額をも提出するものとする。かかる最終計算書およびその査定のために正当に必要とされるいっさいの資料の受領後2ヶ月以内に、エンジニアは次の事項を記載した最終証明書を発行するものとする。
  - (a) 契約に基づいて請負者が最終的に支払いを受けられる金額（発注者がすでに支払ったすべての金額および契約に基づいて発注者が受け取るべき権利のあるすべての金額を発注者に対して貸方記入後）
  - (b) 発注者が請負者に、または請負者が発注者に支払うべき残額（もしあれば）、この残額はこの条件書の第50条および第52条4項の規定に従うことを条件として、当該証明書の日付から 日以内に請負者に対し支払われ、または請負者が支払うものとする。発注者は、請負者が支払うべき場合に、請負者の支払いが行なわれないときは、誠実施工保証金より差し引きできるものとする。

承認はメンテナンス証明書のみによること

第62条 この条件書の第63条に定めるメンテナンス証明書以外のいかなる証明書も、工事の承認を構成するものとみなしてはならないものとする。

メンテナンス

第63条

証明書

- (1) エンジニアが満足するに足る工事の完成およびメンテナンスがなされたことを記すメンテナンス証明書にエンジニアが署名し、これを発注者に交付するまでは、契約は完了したものとみなしてはならないものとする。メンテナンス証明書は、メンテナンス期間の満了後（工事の各部分に異なったメンテナンス期間が適用されるときは、最後のメンテナンス期間の満

了後) 28日以内に、またはこの条件書の第52条および第53条に従ってかかる期間中に命じられた工事がエンジニアの満足するに足る完成をみた後できるかぎり速やかに、エンジニアがこれを発行するものとし、たとえ発注者がその発行に先立って工事に立ち入りまたは工事もしくはその一部を占有、稼働もしくは使用したとしても、この条は完全な効力を有するものとする。また、いかなる場合においても、メンテナンス証明書の発行は、誠実施工保証書の請負者に対する返還の前提条件とはならないものとする。

- 発注者の債務の消滅 (2) この条に基づくメンテナンス証明書の交付以前に、請負者が契約または工事の施工に関連して生じたクレームを書面提出していないかぎり、発注者は契約または工事の施工に関するいかなる項についても請負者に対し責務を負わないものとする。
- 未済の責務 (3) メンテナンス証明書の発行後といえども、請負者および(この条の(2)項に該当する場合を除き) 発注者は、メンテナンス証明書の発行以前に契約書の規定に基づいて発生した責務のうち、かかる証明書の発行時点において未済のものを履行する責務を引き続いて負うものとし、かかる責務の内容および範囲を決定するため、契約は当事者間においてなお有効とみなすものとする。

## 救済および権利

- 請負者の不履行 第64条
- (1) 請負者が破産したとき、請負者の財産に対する管理命令が発せられたとき、請負者が破産の申し立てを行なったとき、債権者のために債務整理を行ったり債権譲渡を行なったとき、債権者の監査委員会の下で契約を履行することに同意したとき、法人として(合併または更生のための任意清算以外の)清算に入ったとき、発注者の書面による同意を事前に得ることなく契約を譲渡し、もしくは自己の財産に強制執行を受けたとき、またはエンジニアがその判断において、
- (a) 請負者が契約を放棄したこと、
  - (b) 請負者が妥当な理由なく工事の着手を怠ったり、もしくはエンジニアの続行命令の後28日間にわたり工事の進捗を中止したこと、
  - (c) 請負者がエンジニアからこの条件書に基づき不適格として拒否する旨の書面による通知を受けた資材もしくは工事を、通知受領後28日間にわたり現場から撤去せず、もしくは取りこわしおよび修復をしなかったこと、
  - (d) 請負者がエンジニアの書面による事前の警告にもかかわらず、工事を契約書に従って施工せず、もしくは契約書に基づく責務を継続的かつ公然と怠ったこと、もしくは、
  - (e) 請負者が工事の良好な出来栄をそこなうような仕方、もしくはエンジニアの指示に反して、契約のいずれかの部分を下請に出したこと、
- を発注者に対し書面で証明したときは、発注者は請負者に対し書面による14日間の予告を与えた後、現場および工事に立ち入り、請負者を退去させることができるものとする。ただし、これにより契約は失効することなく、また契約書に基づく請負者の責務または債務はな



んら免除されることなく、また契約書に基づく発注者もしくはエンジニアの権利および権限はなんらそこなわれないものとする。また発注者は自らその工事を完成し、またはこれを完成させるため他の請負者を雇用することができるものとする。発注者またはかかる他の請負者は、自ら適切であると判断する範囲において、契約書の規定によりもっぱら工事の施工のために保管されているとみなされる建設用プラント、仮設工事および資材を、工事の完成のために使用することができ、また発注者はいつでも、かかる建設用プラント、仮設工事および未使用資材を売却し、その売却代金を契約に基づいて請負者から現在もしくは将来支払いを受けるべき金額に充当するために使用することができるものとする。

権利喪失時に  
おける評価 (2) エンジニアは、かかる発注者の立ち入りおよび発注者による請負者の排除があった後できるかぎり速やかに、一方的にもしくは当事者に対する照会をなした後または適切と判断する調査もしくは諮問を行なった後、請負者が契約書に基づいて実際に施工した工事に関し、かかる立ち入りと請負者の排除の時点において請負者に正当な支払い請求権があるとみなされる金額（もしあれば）ならびに未使用もしくは一部使用の資材、建設用プラントおよび仮設工事の価額をそれぞれ確定し、かつこれを証明するものとする。

権利喪失後の  
支払い (3) 発注者は、この条に基づいて立ち入りかつ請負者を退去させたときは、メンテナンス期間の満了日に至るまで、ならびにその後施工およびメンテナンスの費用、完成の遅延に対する損害賠償金（もしあれば）および発注者がこうむったその他いっさいの費用をエンジニアが査定のうちその金額を証明するまでは、請負者に対し契約に基づくなんらの金銭を支払う義務をも負わないものとする。請負者は、請負者が工事を完成していれば当然支払われるべきであったとエンジニアが証明する金額から上述の金額を差し引いた差額のみ（もしあれば）の支払いを受ける権利を有するものとする。上述の金額が、請負者が工事を完成していれば当然支払われるべきであった金額を超過するときは、請負者は要求のあり次第、発注者にかかる超過分を支払うものとし、その額は発注者に対する請負者の債務とみなされ、かつ回収され得るものとする。

緊急修理 第65条 工事の施工期間中またはメンテナンス期間中のいずれにおいても、工事またはその一部に関連して発生する事故、過失その他の事由によりエンジニアまたはエンジニアの代理人が工事の安全のため緊急になんらかの補修その他の修理作業を必要と判断した場合、請負者が直ちにかかる作業または修理を実施し得ないか、または実施する意思がないときは、発注者はエンジニアまたはエンジニアの代理人が必要と判断するかかる作業または修理を実施するため、他の者を雇用しかつその者に対し支払いを行なうことができるものとする。発注者が行なったかかる作業または修理は、契約上請負者が自己の費用負担において行なうべき責任があったとエンジニアが判断するときは、発注者はその実施にあたりこうむった妥当ないっさいの費用を請負者から回収し、または請負者に対して現在もしくは将来支払うべき金額から差し引くことができるものとする。ただし、いかなる場合においてもエンジニアまたはエンジニアの代理人は、かかる非常事態の発生後できるかぎり速やかにその旨請負者に対し書面で通知するものとする。

## 特 別 危 険

- 戦争その他の  
危険に対する  
責任
- 第66条 契約書のいかなる規定にもかかわらず、
- (1) 請負者は、工事（以下に述べる特別危険の発生以前にこの条件書の第42条の規定に基づき不適合とされた工事を除く）の破壊もしくは損害、発注者もしくは第三者の財産の破壊もしくは損害、または傷害もしくは死亡のうち、以下に定義する特別危険の結果であるものについては、補償その他いっさいの責任を負わないものとする。発注者は上述の危険およびこれに関連して生じるいっさいのクレーム費用、訴訟費用、損害賠償金、出費、手数料および経費に対し、請負者を保障するものとする。
- 特別危険による工事その他の損害
- (2) 工事、現場内もしくは現場付近の資材、現場へ向けて輸送中の資材、または工事のためにすでに使用し、もしくは使用する予定であった請負者のその他の財産が、特別危険により破壊または損害を受けたときは、請負者は、
- (a) 破壊または損害を受けた本設工事および資材、ただし、エンジニアにより要求されるかまたは工事の完成に必要であるときにかぎる。
- (b) 工事の破壊または損害部分の取りかえまたは修復、
- (c) 工事のためにすでに使用し、または使用する予定であった請負者の資材その他の財産の取りかえまたは修復、
- につき、原価にエンジニアが妥当と証明する利益を加算する方式で支払いを受ける権利を有するものとする。
- 発射体、ミサイルその他
- (3) 時期と場所とを問わず、地雷、爆弾、砲弾、手榴弾、その他の発射体、ミサイル、弾薬または軍用爆薬の爆発または衝撃により発生した破壊、損害、傷害または死亡は、特別危険の結果とみなすものとする。
- 特別危険により生ずる増加出費
- (4) 発注者は、特別危険（ただし、戦争の勃発に関しては、この条の以下の規定に従うことを条件とする）に起因し、またはそれに関連して生じた工事施工上またはそれに付随するいっさいの増加出費（特別危険の発生以前にこの条件書の第42条の規定により不適格とされた工事の修復費に起因するものを除く）を請負者に対し払い戻すものとする。ただし、請負者はかかる出費の増加が判明したときは、その旨をエンジニアに対しただちに書面で通知するものとする。
- 特別危険
- (5) 特別危険とは戦争・敵対行為（宣戦布告の有無を問わない）、侵略、外敵の行為、この条件書の第23条(2)項に定める放射能および衝撃波による被害リスク、または工事が施工中であるか今後予定され、もしくはメンテナンス期間中にある国に関するかぎりにおいては反乱、革命、一揆、クーデター、内乱もしくは（請負者もしくはその下請者の被雇用者によってのみ引き起こされ、かつ工事の管理運営に起因するもの以外の）暴動、騒動もしくは騒乱を意味するものとする。
- 戦争の勃発
- (6) 契約の有効期間中、工事の施工に財政的と否とを問わず実質的な影響を与える戦争（宣戦布告の有無を問わない）が、世界のいずれかの場所で勃発したときは、請負者は、契約がこ

の条の規定に基づいて解除されないかぎり、工事を完成させるべく引き続き最善の努力を払うものとする。ただし、いかなる場合においても発注者がかかる戦争の勃発後いつでも、請負者に対して書面の通告を与えることにより契約を解除する権利を有するものとし、かかる通告があったときは、この契約はこの条に基づく当事者の諸権利およびこの条件書の第68条の援助に関するものを除き解除されるものとする。ただし、それ以前の契約違反に対するいずれの当事者の権利もこれによって侵害されないものとする。

- 契約解除時に  
おけるプラ  
ントの撤去
- 契約解除時の  
支払い
- (7) 前項の規定に基づいて契約が解除されたときは、請負者はできるかぎり速やかに現場からすべての建設用プラントを撤去し、またその下請者が同様の措置をとるにつき便宜を与えるものとする。
- (8) 契約が上述のように解除された場合、請負者がかかる解除日以前に施工したすべての工事に對し、かかる金額または項目が請負者に対するそれ以前の支払いによりカバーされていないかぎりにおいて契約書に定める単価により、発注者から支払いを受け、かつ次の各号に對する支払いを受けるものとする。
- (a) 準備作業項目中の工事または役務がすでに実施されたものにつき、その項目に對する支払い金額、およびかかる工事または役務が部分的に実施された項目につきエンジニアが証明する適正な割合の金額。
- (b) 工事のために妥当な発注がなされ、請負者に対してすでに引き渡されたかまたは請負者が法律上引き渡しを受ける責任を負う資材もしくは物品の費用。かかる資材もしくは物品は、発注者による支払いの時点において発注者の財産となるものとする。
- (c) 工事の全体の完成を予期して請負者がこうむった妥当な支出額であってエンジニアの証明する額。ただし、前各号の支払いによりカバーされていないものにかぎる。
- (d) この条の(1)、(2)および(4)項の規定により支払われるべき追加金額。
- (e) この条の(7)項に基づく建設用プラントの妥当な撤去費用、および請負者の要求あるときは請負者の本籍国内の主たるプラント置場へのプラント返送費用、またはこの返送費用を超えない額でのその他の場所への転送費用。
- (f) かかる解除の時点において、工事に関連して雇用されている請負者の職員および作業員すべての帰国のための妥当な費用。
- ただし、いかなる場合においても、この項に基づき発注者が支払うべき金額に對しては、発注者は建設用プラントおよび資材に對する前渡金、その他契約書の規定に基づき解除日において請負者から回収しうる金額を請負者に対する貸し越し残高に計上する権利を有するものとする。

### 契約目的の達成不能

- 契約目的達成  
不能時の支払  
い
- 第67条 契約の締結後、戦争その他当事者双方の制御できない事情の発生により当事者のいずれかが契約上の責務を達成することができないか、また契約書の準拠法に基づき当事者がそれ以後の履行を免れる場合には、施工された工事に対し発注者が請負者に支払うべき金額

は、契約がこの条件書の第66条の規定により解除されたときに同条に基づき支払われるべき金額と同額とする。

## 紛争の解決

紛争の解決— 第68条 発注者と請負者との間またはエンジニアと請負者との間に、契約または工事の施工  
仲裁 に関連して何らかの紛争または意見の相違が生じたときは、工事の進捗中と完成後とを問わず、また契約の解除、放棄または違反の前後を問わず、まずそれをエンジニアに付託し、エンジニアはこれを解決するものとする。エンジニアは、当事者のいずれか一方からその旨付託があった後90日以内に発注者および請負者に対し自己の決定を書面により通知するものとする。以下に規定する仲裁の場合を除き、付記されたすべての事項に関するエンジニアのかかる決定は最終的なものとして発注者および請負者を拘束し、発注者および請負者はそれを直ちに履行するものとし、請負者または発注者が以下に定める仲裁手続きを求めると否にかかわらず、請負者は勤勉に工事を進めるものとする。エンジニアが発注者および請負者に対し自己の決定を書面により通知し、発注者または請負者が仲裁手続きに付する旨のクレームにかかる通知の受領後90日以内にエンジニアに伝達しないときは、その決定はそのまま最終的なものとして発注者および請負者を拘束するものとする。エンジニアが上述の付託を受けた後90日以内に前記のごとく決定の通知を行わない場合、または発注者もしくは請負者のいずれかがかかる決定に不服である場合には、発注者もしくは請負者は、決定のないときには最初に指定された90日の期間満了後90日以内に、また決定のあったときはその決定の通知受領後90日以内に、かかる紛争事項を以下に定める仲裁に付すべきことを要求することができるものとする。エンジニアの決定（もしあれば）が前記のように最終的かつ拘束的なものとなるに至らないすべての紛争または意見の相違については、国際商業会議所の調停仲裁規則に基づき、同規則により選任される1名以上の仲裁人により最終的に解決されるものとする。かかる仲裁人は、エンジニアの決定、意見、指図、証明書または査定を閲覧、吟味および審査する全面的な権限を有するものとする。仲裁人の仲裁手続きに際しては、いずれの当事者もエンジニアの決定を受けるためエンジニアに対しすでに提出した証拠または論拠に制約されないものとする。エンジニアは、前述の諸規定に従っていかなる決定を下したとしても、上述のごとく仲裁に付託された紛争または意見の相違に関するすべての事項について仲裁人の前に証人として召喚され、かつ証言を行なう資格を失うことはないものとする。仲裁への付託は、工事が未完成であろうとも、または完成している旨の申し立てがなかりょうともこれを行ない得るものとするが、いかなる場合においても、発注者、エンジニアおよび請負者の責務は工事の進捗中に仲裁が行なわれることを何ら変更されないものとする。

## 通 知

- 請負者に対する通知の送達 第69条
- (1) 契約書の規定に基づき発注者またはエンジニアが請負者に対して与えるすべての証明書、通知または命令書の送達は、請負者の主たる事業所またはこの目的のために請負者が指定するその他の住所に郵送するか、もしくは直接届けることにより行なわれるものとする。
- 発注者またはエンジニアに対する通知の送達 (2) 契約書の規定に基づき発注者またはエンジニアに対して与えられるすべての通知の送達は、この目的のために、次に定めるそれぞれの住所に郵送するか、または直接届けることにより行なわれるものとする。
- (a) 発注者の住所
- (b) エンジニアの住所
- 住所の変更 (3) いずれの当事者も、相手方に対し事前の書面通知を行なうことによりすでに指定した住所をボリビア共和国国内の他の住所に変更することができるものとし、またエンジニアも両当事者に対する事前の書面通知を行なうことにより住所の変更を行なうことができるものとする。

## 発注者の不履行

- 発注者の不履行 第70条
- (1) 発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、請負者は発注者に対し書面による14日間の予告を与えるとともに、その写し1部をエンジニアに送付することにより、契約に基づく雇用関係を終了させる権利を有するものとする。
- (a) エンジニアの証明書に基づいて支払うべき金額（ただし、契約書に基づき発注者が控除する権利を有する額を除く）を契約書の規定に基づく支払い期日に達した後30日以内に請負者に支払わないとき。
- (b) かかる証明書の発行に干渉もしくは妨害を加え、必要な承認を拒んだとき。
- (c) 破産したとき、また会社として更生もしくは合併以外の目的で精算に入ったとき。
- (d) 経済変動に基づく予知しがたい理由により、契約上の責務を引き続き履行することが不可能である旨請負者に対して正式な通知を行なったとき。
- (2) この条の(1)項に定める14日間の予告期間の満了とともに、請負者はこの条件書の第62条(1)項の規定にかかわらず、できるかぎり速やかに自己の搬入したすべての建設用プラントを現場から撤去するものとする。
- (3) かかる解除があったときは、発注者は請負者に対する支払いについて、契約がこの条件書の第66条の規定により解除されたときと同一の責務を負うものとするが、この条件書の第66条(8)項に定める支払いに加え、発注者はかかる解除に関連して生じた請負者の損失また

は損害の額を請負者に対し支払うものとする。

## 費用の増減および法制の変更

### 費用の増減

#### 第71条

(1) 労務費、資材費もしくは燃料費の変動のため、著しい工事費の増減が生じる工事種類については、調整月の前月末における残数量に対し、単価の調整を行なうものとする。

調整される工事種類は数量明細書に示されるもののみとする。調整の式は次のとおりとする。

(a) ポリピアベソに関する調整係数

$$X = 0.20 + 0.40 \times \frac{T_1}{T_0} + 0.40 \times \frac{S_1}{S_0} \dots\dots\dots (1)$$

ここで X : 調整係数

T : ポリピア政令による最低賃金

S : ポリピア政令によるセメント価格

"O" : 契約当初の価格

"I" : 単価調整時の価格

(b) USドルに関する調整係数

$$X = 0.40 + 0.60 \times \frac{Z_1}{Z_0} \dots\dots\dots (2)$$

ここで X : 調整係数

Z : アメリカ労働省発表による消費者物価指数

"O" : 契約当初の価格

"I" : 単価調整時の価格

(c) 調整係数の算出方は小数3位を四捨五入して小数2位とする。

(d) 新単価 = 調整係数 X × 契約当初の単価

(e) 価格調整の時期は契約署名後、その月を含んで6ヶ月間据置きとし、あと半年毎に調整を行なうものとする。調整の係数は発注者の承認をうけるものとし、調整を行なう初めての月の支払いから適用するものとする。

### 法制の改定

第72条 工事の入札書提出の最終期日前30日以降に、国もしくは州の制定法、政令、法令その他の法律、または自治体その他正当に設立された所轄機関の規則、条例・細則の変更もしくは新規制定が行なわれ、それにより請負者の工事施工費に第71条に基づく以外の増減を生じたときは、かかる費用の増減はエンジニアが証明するものとし、発注者がこれを支払うか、または発注者の貸方勘定に計上して契約金額の調整を行なうものとする。

## 通貨および為替交換比率

- 通貨制限 第73条 工事の入札書提出の最終期日前30日以降に政府または政府により権限を与えられている機関が、契約金額の支払い通貨について通貨制限または送金制限を課したときは、発注者は請負者に対し、それによって生ずる損失または損害を償還するものとする。ただし、かかる場合、請負者はその他あらゆる権利を行使し、または救済を受ける権利を侵害されることはないものとする。
- 為替交換比率 第74条 請負者に対する支払い金額のうちUSドルにより支払われる金額は、USドルとボリビア・ペソとの為替交換比率の変動をこうむらないものとする。

## 租 税

- 租税 第75条 外国の企業およびその外国人スタッフに関する現地所得税およびその他諸税は、免除とする。

## 便宜供与

- 便宜供与 第76条 発注者は請負者に対し、下記の便宜供与を行なう。
- (a) 関係施設への立入りおよび樹木伐採の許可に関する援助。
  - (b) 資機材の鉄道輸送に関する援助。
  - (c) 外国企業が請負者の場合、請負者および請負者の従事職員が必要の都度ボリビア共和国に自由に出入国できる査証、長期滞在査証および就労許可証の発行の促進。
  - (d) 免税手続きに関する事務の促進。
  - (e) 資機材の輸入許可取得並びに通関業務の促進。
  - (f) 電話、テレックス、無線等の公共サービスの優先利用に関すること。
  - (g) 工事に必要な土地の使用許可

## 契約の発効

- 契約の発効 第77条 本契約はボリビア共和国政府が承認した日をもって発効の日とする。この発効日を発注者は、請負者にすみやかに通知するものとする。

## 契 約 合 意 書

この契約合意書は19 年 月 日、……………(以下発注者と称する)を一方の当事者とし、…  
……………(以下請負者と称する)をもう一方の当事者として締結されたものである。

発注者は、……………の工事が施行されることを望み、かかる工事の施工、完成およびメンテナンスに対  
する請負者の入札を承諾した。

よってこの契約合意書は、次のことを証するものである。

1. この契約合意書で使用する用語および表現は、以下の契約条件書においてそれぞれ定めると同様の意味を有  
するものとする。

2. 以下の書類は、この契約合意書の一部を構成するものである。

- |                |                             |
|----------------|-----------------------------|
| (a) 予備資格審査申込心得 | (g) 請負者が提出した予備資格審査申込書および入札書 |
| (b) 入札心得       | (h) 値入れ済数量明細書               |
| (c) 契約条件書      | (i) 発注内示書(受諾書)              |
| (d) 一般仕様書      | (j) 契約合意書                   |
| (e) 技術仕様書      | (k) 契約時までに交換された文書           |
| (f) 基本設計図面     |                             |

3 以下に定めるとおり、発注者が請負者に対して支払う金額の約因として、請負者は契約書類のすべてに準拠  
して工事を施工、完成および維持することを発注者に対し、ここに約定する。

4. 発注者は、工事の施工、完成およびメンテナンスに対する約因として、契約に定める時期と方法で契約金額  
を請負者に対して支払うことをここに約定する。

上記の証として、契約当事者は頭書の日付にて2部作成して各自署名し、各々1部を所有する。

請 負 者 名 ……………	E N F E ……………
署 名 ……………	署 名 ……………
署名者氏名 ……………	署名者氏名 ……………
役 職 ……………	役 職 ……………



前 渡 金 保 証 書

殿

拝 啓

当行は …… 会社の保証人となり、東部路線イピアス・ロボレ間鉄道災害本復旧工事の工事施工に関し、ENFEが同社に与える前渡金の正しい使用を …… ポリピアペソ或はUSドルの金額まで保証します。

この保証は無条件且つ取消不能とし、当行の被保証人がこの保証の対象たる前渡金を償還しなかったとの当行宛のENFE …… 署名の通知を受領次第、ENFE宛にこの保証金額を払出すことを約します。

この保証の有効期間は本日より …… 暦日間、すなわち …… 年 …… 月 …… 日まで有効であります。

敬 具

…… 年 …… 月 …… 日

銀 行 名 ……

署 名 ……

署名者の氏名 ……

役 職 ……

銀 行 住 所 ……

注. 保証銀行の所定の用紙を使用すること。

契約履行保証書

殿

拝 啓

当行は東部路線イピアス・ロボレ間鉄道災害本復旧工事の請負者たる …… 会社の全義務、夫々の完全な、能率的な且つ適時の履行を保証するために、 …… ポリビアペソ或はUSドルまで保証人となります。

当行は …… 会社がその契約義務を履行していないというENFE …… 署名の通知を受領次第、ENFE宛にこの保証金額を払出すことを約します。

この保証の有効期間は本日より …… 暦日間、すなわち …… 年 …… 月 …… 日まで有効であります。ENFEの命令さえ有れば請負者の負担で有効期間を …… 暦日間自動的に追加延長されるものとします。

敬 具

…… 年 …… 月 …… 日

銀行名 ……………  
署 名 ……………  
署名者氏名 ……………  
役 職 ……………  
銀行住所 ……………

注. 保証銀行の所定の用紙を使用すること。

## 誠 実 施 工 保 証 書

殿

拝 啓

当行は東部路線イピアス・ロボレ間鉄道災害本復旧工事の請負者たる……………会社の工事の誠実なる遂行を保証するために、……………ポリピアペソ或はUSドルまで保証人となります。

当行は……………会社とその工事の誠実なる遂行が行われていないというENFE……………署名の通知を受領次第、ENFE宛にこの保証金額を払出すことを約します。

この保証の有効期間は本日より……………暦日間、すなわち……………年……………月……………日まで有効であります。

敬 具

……………年……………月……………日

銀 行 名 ……………

署 名 ……………

署名者氏名 ……………

役 職 ……………

銀 行 住 所 ……………

注、保証銀行の所定の用紙を使用すること。





JICA